

家庭菜園・市民農園等でもご注意
さつまいもにこんな症状はありませんか？

もとぐされびょう

サツマイモ基腐病



生育中や収穫時に写真と似た症状を確認したら
最寄りの農業事務所に御連絡ください！



地下部の茎が黒く変色します



地際部が黒に、葉が黄や赤に変色して枯れます



腐敗したさつまいもの切断面



病気は地下部まで進み、さつまいもを腐らせます

基腐病の感染防止のためには早期発見が重要です。
植える前の苗や植えた後の畑をよく確認しましょう！



発生後数年で
収穫が皆無に！

被害を受けたさつまいも畑(他県の例)

植物防疫法に基づき「千葉県総合防除計画」を令和6年3月に策定しました。
この中で、サツマイモ基腐病について、家庭菜園を含めすべての栽培者に守っていただく6つのルールを定めましたので、ご協力をお願いします。※詳細は裏面



チーバくん

千葉県 基腐病

検索



農業事務所連絡先や詳細な防除対策はこちらを検索

サツマイモ基腐病ってどんな病気？

【サツマイモ基腐病とは】

- 病原菌 糸状菌(カビの一種)
- 宿主植物 ヒルガオ科植物(主にさつまいも)
- 症状 感染した株は茎の地際部が褐～黒変し、茎は黄色や紫色に変色して、症状が激しい場合は萎れて枯死します。いもでは主になり首側(茎のつけ根側)から腐敗します。

【病気の特徴】

主に保菌した「種いも」や
「苗」、「残渣」から伝染します。

雨が降ると雨水を介して、病気にかかったさつまいもから他の健全なさつまいもに病原菌が広がります。

病原菌は土にも残るため、同じ畑でさつまいもを栽培すると発病を繰り返す可能性があります。

6つのルールを守ってサツマイモ基腐病のまん延を防ぎましょう！

【千葉県総合防除計画】

植物防疫法(昭和25年法律第151号)に基づき、県では「千葉県総合防除計画」を令和6年3月27日に策定し、公表しました。この計画の中で、植物防疫法第22条の3第3項の規定に基づき、発生の予防および発生した場合における駆除又はまん延の防止に関し農業者(家庭菜園等も含む)が遵守すべき事項を次のとおり定めています。

【6つのルール(遵守事項)】

- ①本病発生ほ場から種いもを採取しない。
- ②無病種いもや、由来のわかる健全な苗を使用する。
- ③県等が実施するまん延防止のための調査に協力する。
- ④本病が発生又は本病と疑われる症状を確認した場合には県や関係機関に直ちに連絡する。
- ⑤本病の発生が確認された場合、関係機関の指導のもと発病株を抜き取り、ほ場外に持ち出し適切に処分する。
- ⑥本病発生ほ場では、原則として2年以上は、さつまいも以外の作物を栽培する、又は休耕する。